

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢板市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県矢板市長

公表日

令和6年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 矢板市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ※窓口及び郵送、サービス検索・電子申請機能による申請及び届出等の受領、サービス検索・電子申請機能で受領した申請データの申請管理システムを経由しての取り込み なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。） 住民基本台帳ネットワークシステム 証明書自動交付機システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能（マイナポータル） 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル
本人確認情報ファイル
送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第7条、第16条、第17条 住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第1～3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57～59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136～138、141、142、144、149～152、155、156、158、160、163～166項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	矢板市総務課行政担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	矢板市総務課行政担当 0287-43-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の申請時のマイナンバー取得の原則化について、本人確認の手段、住基ネット照会について、住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法等の留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	保護管理者(保護責任者に相当)への研修、事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	新様式への変更			事後	
平成31年2月4日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の1、2、3、4、 6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、3 0、31、34、35、37、38、39、40、42、48、 53、54、57、58、59、61、62、66、67、7 0、77、80、84、89、91、92、94、96、10 1、102、103、105、106、108、111、11 2、113、114、116、117、120の項	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照 会 は行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、 30、31、34、35、37、38、39、40、42、4 8、53、54、57、58、59、61、62、66、67、 70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、 94、96、101、102、103、105、106、10 8、111、112、113、114、116、119項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1 条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第 8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第 16条、第20条、第22条、第22条の3、第22 条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24 条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28 条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32 条、第33条、第37条、第38条、第39条、第4 0条、第41条、第43条、第43条の3、第43条 の4、第44条の2、第45条、第47条、第48 条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、 第55条、第56条、第57条、第58条、第59 条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の第21、30、89、105項に係る主 務省令は未公布	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月30日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の第21、30、89、105項に係る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101～103、105、106、108、111～114、116、117、120項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37～41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55～59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の第21、30、89、105、117項に係る主務省令は未公布	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	I－1－②事務の概要	住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 矢板市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 矢板市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101～103、105、106、108、111～114、116、117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37～41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55～59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の第21、30、89、105、117項に係る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101～103、105、106、108、111～114、116、117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37～41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第51条、第53条、第55～59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第21、30、89、102、105項に係る主務省令は未公布	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月3日	I ー 4 ー ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101～103、105、106、108、111～114、116、117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37～41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第51条、第53条、第55～59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第21、30、89、102、105項に係る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101～103、105、106、108、111～114、116、117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37～41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第51条、第53条、第55～59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第21、30、89、102、105項に係る主務省令は未公布	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I ー 4 ー ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101～103、105、106、108、111～114、116、117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37～41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第51条、第53条、第55～59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第21、30、89、102、105項に係る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101～103、105、106、108、111～114、116、117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第37～41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第44条の5、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第51条、第53条、第55～59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第21、30、102、105項に係る主務省令は未公布	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	I－1－②事務の概要	住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 矢板市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 矢板市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ※窓口及び郵送、サービス検索・電子申請機能による申請及び届出等の受領、サービス検索・電子申請機能で受領した申請データの申請管理システムを経由しての取り込み なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	I－1－③システムの名称	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。） 住民基本台帳ネットワークシステム 証明書自動交付機システム 統合宛名システム 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。） 住民基本台帳ネットワークシステム 証明書自動交付機システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能（マイナポータル） 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101～103、105、106、108、111～114、116、117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第37～41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第44条の5、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第51条、第53条、第55～59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第21、30、102、105項に係る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101～103、105～108、111～114、116、117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第37～41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第44条の5、第45条、第47～49条、第49条の2、第51条、第53～59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第30、102、105項に係る主務省令は未公布		
令和6年12月10日	新様式への変更			事後	

